

第百二十九回 参議院法務委員会會議録第一号

平成六年三月二十九日(火曜日) 午前十時三分開会

委員氏名
猪熊 重二君
志村 哲良君
下稻葉耕吉君
糸久八重子君
常松 克安君
太田 豊秋君
齋藤 十朗君
鈴木 省吾君
服部三男雄君
山本 富雄君
久保田真苗君
竹村 泰子君
千葉 景子君
角田 義一君
深田 肇君
平野 貞夫君
紀平 悌子君
原文兵衛君
安恒 良一君

二月十四日 志村 哲良君
二月十五日 鎌田 要人君
三月二十八日 久保田真苗君
千葉 景子君
志村 哲良君
補欠選任 南野知恵子君

出席者は左のとおり。
委員長 猪熊 重二君
理事 下稻葉耕吉君
糸久八重子君
木暮 山人君
常松 克安君

委員
齋藤 十朗君
鈴木 省吾君
南野知恵子君
服部三男雄君
山本 富雄君
正敏君
栗原 君子君
竹村 泰子君
深田 肇君
平野 貞夫君
國弘 正雄君
紀平 悌子君
安恒 良一君

委員の異動
一月三十一日 辞任 太田 豊秋君
補欠選任 木暮 山人君
二月三日 辞任 角田 義一君
補欠選任 國弘 正雄君
二月十日 辞任
補欠選任

國務大臣

政府委員
法務大臣 三ヶ月 章君
法務政務次官 佐々木秀典君
法務大臣官房長 原田 明夫君
法務大臣官房司 永井 紀昭君
法法制調査部長 濱崎 恭生君
法務省民事局長 濱崎 恭生君
最高裁判所長官代理者 浦井 紀夫君
最高裁判所事務 泉 徳治君
最高裁判所事務 仁田 陸郎君
最高裁判所事務 今井 功君
最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 務総局行政局長

事務局側
主任委員会専門 員 播磨 益夫君
大蔵省主計局主 計官 金田 勝年君

説明員
本日開会に付した案件
○理事補欠選任の件
○国政調査に関する件
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昨日、志村哲良君が委員を辞任され、その補欠として南野知恵子君が選任されました。

○委員長(猪熊重二君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(猪熊重二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(猪熊重二君) 国政調査に関する件についてお諮りいたします。本委員会は、今期国会におきましても、檢察及び裁判の運営等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(猪熊重二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(猪熊重二君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。三月月法務大臣。

○国務大臣(三ヶ月章君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正



しかるべきだと思っております。

そこで、その次の資料の十六ページに入りますけれども、最高裁判所を除きました下級裁判所の裁判官の定員、それから現在員、昨年の十二月一日現在ということになっております。

これを拝見いたしますと、いわゆる裁判官の欠員が十二月一日現在で三十五名あるということでございます。そこへ今回十名の判事補の増員ということと欠員が四十五名というふうになっております。ところが、私もいろいろお話し合いの過程で四月一日付で修習課程を終わった方々の中から百名をオーバーする判事補を採用したいというふうなことを伺っているわけですが、そうだとすると、四十五人の欠員に対して百名をオーバーする判事補の採用ということになりますと、これは定員を超過してちよつと理解しにくいんですけれども、その辺のところはいかがな実情でございますか。

○最高裁判所長官代理人(泉徳治君) 今回増員をお願いしておりますのは判事補十名でございますけれども、ただいま御指摘のとおり、判事補につきましても、昨年の十二月一日現在の欠員は八名でございます。しかしながら、昨年の十二月一日からことしの四月にかけて退官等による減耗、私ども減耗と称しておりますが、それがあられるわけでございます。

例えて申しますと、四月期にいわゆる願免と申しますか、辞職をする者、それから任期終了によりまして退官する者、それから検事等に転官する者、それから判事補を十年間勤めて判事の任命資格を得まして判事に昇格する者、こういった者があるわけでございます。そういう者が九十九名出てまいりました。欠員といたしまして九十九名とそれから増員をお願いしております十名とを合わせますと百七十七名程度になるわけでございますけれども、ただいま司法修習生からの判事補の願書が百五名出ておまして、先日面接を行ったところでございます。そのほか、検事等に出向している者からの戻りもございまして、弁護士からの任

官もございまして、この四月期には増員をお願いしているものも含めてすべて充員される、こういう見込みでございます。

○下稲葉耕吉君 今の説明は判事補を中心としてお話しただいたんですが、私が今議論しているのは裁判官トータルとしてです。

判事補はなるほど八名の欠員ですね。それで判事さんが十二名、簡裁の判事さんが十五名、トータル三十五名欠員なんです。それに裁判官として今度判事補は十名ふえるわけでしょう。ですから採用の可能人員は四十五名じゃないか、それは判事補から上がる方なりなんなりいらっしやるんですけれども、裁判官全体として採用可能なのは四十五名じゃないかという質問をしているんです。それに対して百名をオーバーする方を探られる。そうしますと、十二月一日からことしの四月一日までの間に六十何名の退官者が出てくればつじつまが合うわけですよ。そういうふうな実情でしようか。

○最高裁判所長官代理人(泉徳治君) そのとおりでございます。

私も、定員法が判事、判事補、簡易裁判所判事という官職別になっているものでございますから、定員管理というものはその三者別々に行っておりますために先ほど判事補のことを申し上げました。

大きな意味におきまして、裁判官トータルでどうだという御指摘でございますけれども、ただいま申しました判事補のほかに、判事におきましても願免とか任期終了による退官が二十三名、定年退官者が十四名等ございます。それから、簡易裁判所判事におきましても、定年退官者、それから願免とか任期終了退官者が十五名程度ございまして、裁判官トータルといたしましても当然百五人の任官者を吸収するだけの欠員ができるということでございます。

○下稲葉耕吉君 それでは、次の質問に移ります。資料の十八ページによりますと、トータルとい

たしまして書記官の定員が六千六百二十二名に対して現在員が六千五百七十二名、欠員五十となつていますね。欠員も埋められなくて、何でまた書記官五十名の増員を計画されたんですか。

○最高裁判所長官代理人(浦井紀夫君) 書記官の場合は大体任官の時期が四月になっておりまして、それからこの表ができておきますのは十二月一日現在でございますが、それまでの間に、例えば簡易裁判所判事の選考の試験に合格いたしましたそちらの方に任官していく人、あるいは年度途中で退官する者、そういう者がございまして、この時点で五十名程度の欠員がどうしても出てしまうわけでございます。

ただ、実は既にこの時点で書記官研修所という教育機関で四月に書記官に任官することが予定されております研修生が多数ございまして、そういう人たちが四月には書記官に任官いたしますので、その時点ではこの書記官の定員が大体充員される、毎年そういうふうな動きになっております。

○下稲葉耕吉君 先ほどの裁判官の場合でもそうでしたし、今の場合でも私そう思うんですけれども、十二月一日の表をつくって、そして今申し上げましたような矛盾点がございましてからおかしいじゃないですか、こう質問しますと、いや十二月一日から四月一日までは変わるんですと裁判所の方は御説明なさるんですけれども、私たちがどういふふうに勉強すれば今おっしゃるようなことがわかるんですか。わからないですよ。

ですから、例えば法案を提出されたこの時期に、実はこうなんですと、これは印刷の都合上十二月一日をとられたのかも知れませんが、説明も何でですか、資料を出していただかなければなかなか理解ができません。

例えば、事務官につきまして、定員八千四百八十八名に対して現在員が八千七百八十七名、加えて今度五名ほど増員をお願いしたいということですね。ということは、既に事務官は二百九十

九名定員をオーバーしているんです。定員をオーバーしているんです。定員を三百名近くオーバーして、なおかつ増員してください、こういうふうな要望でしよう、この資料を読む限り、普通の役所の感覚で言いますと、納得できないです。八千四百八十八名の定員に対して現在員は八千七百八十七名だと。だから二百九十九名定員をオーバーしている。いただいた資料にそう書いてあるんです。

なおかつ増員をしないということですが、読む限りなかなか理解できないんですよ。理解できるように御説明いただけますか。

○最高裁判所長官代理人(泉徳治君) 委員御承知のとおり、裁判所におきましては、いわゆる資格を必要とする一般職の官職が多いわけでございます。一番代表的なものは裁判所書記官でございますけれども、そのほか家庭裁判所調査官でありますとか、裁判所速記官等がございまして、これらはいずれも養成を必要とする官職でございます。そういうものが十分に充員し切れなかったり、あるいは年度途中で減耗が生じたり、あるいは育児休業で休むといったことがございまして、欠員ができたらすぐ後任補充ができるという状態ではないわけでございます。

例えば、書記官を育成するにいたしまして、書記官研修所で一年なり二年なりの研修期間を設けて事務官から育てていく、こういうシステムをとっているわけでございます。そういうためには、資格官職に欠員ができた場合に、それをそのまま放置しておきますと事務に停滞が生じますので、それを補助するといいますが、その穴を少し埋めるといって、そういう趣旨で事務官を採用いたしました。事務官でもってその補充をしている、こういうことをいたしたというわけでございます。そういういたしたために年度途中で事務官にこういった過員が生ずるということになるわけでございますけれども、この四月期におきまして事務官から書記官等に任官をいたしますので、この過員というものは解消の方向に向かっているわけござ

ございます。

確かに御指摘のように、多くの過員があるにもかかわらず、さらに五名の増員をするのはおかしいという御指摘はごもっともでございますけれども、私どもこの事務官五人増員がお認めいただきまますと、資格官職の補充のほかに裁判事務の事件処理のために事務官を充てることのできるということで、民事訴訟の審理の促進等に少しでも役立てたい、こういうことで増員をお願いしている次第でございます。

○下稲葉耕吉君 私、その増員に反対しているんじゃないんです、かねがねもう少し足りぬのではないかなというところで、特に、民事事件の事件数がふえているというふうなことですけれども、こういうふうな数字をいただいで見ますと、やはりそれぞれ必要だと思つて書記官何名、事務官何名というふうなことでやつておられるんだけれども、そして特に裁判所というのほかにたいところ、厳格にお守りになっているところじゃないかと思ふんですよ。それを見ますとそういうふうなことになる。

今の局長の御答弁では私不満なんです。というのは、例えば書記官は五十名欠員でしょう。それから家裁の調査官は三十七名欠員ですね。それから、適任者がいないので、適任者がいないというか、その資格が難しいのでいろいろこうだと、それは事務官から上げるんだと、こういうふうなお話です。そこまではわかるんです。じゃ、それを全部そうだとつてのみましよう。そうしますと、欠員八十七名です。五十名と三十七名足すと、二百九十九から八十七名を引くとまだ二百十二名事務官の方が多い、そういうことでしょうか。というふうにしか我々素人には、この表をいたいた限り、読めないんです。

何か御説明できますか。  
○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) この点につきましても、また先ほどと同じおしかりを受けるのかもしれないけれども、これは昨年の十二月一日現在におきます欠員状況でございます、こ

の平成五年度の年度末におきまして、書記官、調査官、事務官を含めまして相当数の退職が出てまいるわけでございます。その退職によりましてこの事務官の過員というものは減少の方向に向かつてまいるわけでございまして、書記官等に事務官の方が流れてまいりますので二百九十九名、厳格な数字はまだ出ておりませんが、この数に今後それ以後の減耗が加わるといふことでひとつ御理解をいただきたいと存じます。

○下稲葉耕吉君 委員の先生方お笑いになっていられるけれども、よくわからないんです。こういうふうな資料をいただいたものですから、法案に基づいての資料だということいろいろ精査いたしますとまだいろいろ問題が出てまいっておりますけれども、本当におかしいと思ふんです。局長さん自身もそういうふうにお思ひになっていられるんじゃないかと思ふんですが、実際は、役所の今までの給与体系からいいますと、上の者が欠員の場合にはそれは下の者が定員を實質的に充足しているというのはいくらもあることではないかと、逆に下の者のあいている分を上の人たちのあれで食うというのはいくらもないんです。

要するに、ちょっと説明が悪いんですが、書記官だとか調査官というのはこういうふうな書いてあるんですから一般的には事務官より上の人だろうと思ふんです。研修によつて事務官から書記官になりますとかというふうなお話もございましたので、役所の給与体系からいふと上の体系の人じゃないかと思ふんです。そういうふうな人たちが八十七名欠員になっていまして、それで事務官というのは二百九十九名過員です。これはわかるんです。ところが、その下の技能労働職員、これ百一名、それから、「その他」といふのはよくわからないんですが、これは二百一名欠員です。結局この人たちの分を事務官のポストの人たちが食つていられるというふうな格好になります。そういうふうな理解せざるを得ないでしょう。これは本当はおかしいんじゃないですか。  
例えば、技能労働職員の百一名、これは欠員で

すよね。そういうふうなことでなければ二百九十九名の過員はできないんですからこれで食つていられるわけですね。それでしよう。結果的にはそうなっているんです。それは、五十名、三十七名と書記官あるいは調査官の人たちのあれを食つても、カバーしてもなおかつ二百十二名事務官が過員なんです。その過員は下の技能労働職員が百一名、「その他」が二百一名欠員、だから定員としては全体として九十名欠員になるんです。こういうふうなプラス・マイナスになっておるんです。

だから、その辺のところ、おかしとお思ひになりませんか。  
○最高裁判所長官代理者(浦井紀夫君) 既に委員御承知のことかと思ひますが、裁判所の場合、予算上と申しますか、職員の資格と申しますのは事務官が基本でございます。その事務官に對しまして一定の試験、それから研修を行つて調査官、書記官あるいは速記官、こういったいわば専門職に育てていく、こういうシステムをとつております。

それで、この表の「その他」とございます中身は、注の中にも挙げておきましたけれども、主体は速記官と廷吏でございます。実は廷吏と申しますのも身分上は事務官でございます。それから、速記官の場合も事務官に研修を施しまして速記官に育てる、こういうシステムをとつております。

そういうふうなことがございますものですか。そういう資格官職の定員を基本の事務官の方に使わせていただくということが法律上可能、こういうふうな考え方で定員を運用しておるわけでございます。  
○下稲葉耕吉君 この問題でいつまで議論しているのなんぞでございますか……。  
そこで、この問題に關連してお願ひしたいんですが、今、局長いろいろおっしゃいますので、四月一日付の定員、現員、四月一日以降でいいですか、これと同じような要領で出していただい

て、どういふふうに変つたかということをおひとつ資料としてお出しただけです。四月一日以降で結構です。  
○最高裁判所長官代理者(浦井紀夫君) 数字が確定する時期の問題もございまして、どういふ資料ができるか、少し検討させていただきますと思ひます。

○下稲葉耕吉君 いや、検討はもろんなんですが、四月一日付で法律ができて採用なりなんなりなされるわけでしょう。そういうふうな場合の定員、現員というのがどういふふうになるのか。定員はもう十名なり二十五名法律が上げればふえるわけですから、それに対する定員、現員というのは出るはずですから。

私に関心を持つて見たいのは、今いろいろおっしゃいましたけれども、例えば判事補の定員、現員というのはどういふふうな形になっているのかです。裁判官にしても、判事にしてもそうです。それと同時に、裁判所の職員の方々が三百名近くも今事務官の方が定員をオーバーしているわけですね。そして、書記官あるいは「その他」の人たちが全部欠員になっている。その辺のところがおかしいというのが現状ですから、それがどういふふうな四月一日付でうまくいっているのかないのか。その辺のところを見て、それで裁判所が動いているなら、むしろ事態に合わせて定員を変えたいじゃないか。あるいは事務官をふやして書記官をどういふふうにするか、あるいはこういうふうな技能労働職員の問題なんかも、減員するんだとおっしゃっているけれども、もう事実上どういふふうな委託が何かでやろうというところで進んでいるんじゃないか。

だから、そういうふうなことなら、いつまでも欠員を抱えておくんじゃなくて、思い切つてそういうふうな措置をして、その後何とか考えようかというふうな方法が出てくると思ふんです。やはり定員と現員というものが実態に合っているのかどうか、そしてどういふふうな裁判所のスタイルがいかというのを考えれば新しいあり方という

ものが出てくると思っています。

そういうふうな参考にさせていたいただきたいものですが、一いつ、検討はなされて、ぜひお出しただけですか。

○最高裁判所長官代理者(浦井紀夫君) 御指摘のような御趣旨の資料を検討してみたいと思っております。

○下稲葉耕吉君 時間もばつばつ参っておりますので、大臣にお伺いしたいと思っておりますが、ただいまの私のやりとりを聞いていて、大臣の御感想はいかがでございますか。

○国務大臣(三ヶ月章君) いろいろなお話を承っております。確かに委員の御指摘のような面もございまして、同時に、やはり私も訴訟法などやっておりますと、裁判所の職員というふうなものにはしばしば研修機関であるとかいろいろなプールがあつて、そこに実員とあれとの間のずれが、やっぱり研修というふうなものも非常に必要に入つていふということもあるのではないだろうか。なというふうな漠然とした感じで承つておつたわけでございます。

御指摘のようなことにつきまして、裁判所の方面も、やはり定員制のあり方につきまして一番責任を持っておりますのは裁判所自体でございます。ただいまの局長の御答弁のように、委員の御指摘を踏まえて検討させていただくということでございますので、私もまたそれを興味を持って、そしてまた拝見していきたい、こう思っております。次第でございます。

○下稲葉耕吉君 裁判所職員定員法の一部改正の法律案というのは、実は毎年のように出てくるんです。それは、裁判官を一名でも増員したり、あるいは減員したりというふうなことになるかと、法律改正になっていふんですね。行政の国家公務員につきましては、総定員法の関係もございまして、そういうふうなことは要りません。

大臣御承知のとおり、法務省関係の職員もかつてないほどの大幅増員、大臣の大変な御努力で政府原案として提案された。裁判所については毎年

毎年こういうふうな法律案として提案されているわけですが、それにつきまして、大臣、いかがお考えでございますか。

○国務大臣(三ヶ月章君) 確かに、総定員法的な考え方を裁判官全員に及ぼすというのは一つの考案であるかと存じます。ただ、裁判所法上、この裁判所職員の定員に關しては法律によりこれを定めることとされておるといふほど特別な規定も入つておることとございまして、恐らく沿革的にはそういう一つ一つの法律でということが出発点ではなかつたかと、これは全く憶測でございますが、考えるわけでございます。

委員御指摘のように、定員数の最高限度数のみを定めて、毎年それを最高裁判所の規則に委任するという形でほかの行政官と同じような取り扱いをすることも十分に私は検討に値することではないかと考えておるわけでございますが、そうした長い間の伝統を改めまして総定員法的な考え方を導入するにつきましては、先ほど人事局長の御説明がございましたように、ある程度の専門的な職業を持つ人間の養成であるとか事件数、これまた非常にいろいろと動くわけでございますし、そういういろいろな要素を考えながら、できるだけ現実の想定した審理形態と申しますか、そういうものも必要であるというふうな面もございまして、今すぐ総定員法的な考え方の方向に移行するのがよろしいんかどうか。

それとも、御迷惑とは存じますが、毎年その都度その都度こういうふうな形で裁判所の職員についての御審議をいただき、そしてそれを契機といたしまして、裁判所に対する先ほどの貴重な御指摘であるとか御注文であるとか御要望であるとか、こういうふうなものを受けとめていくという体制もある意味ではまた意味のないわけでもないというふうにも考えるわけでございます。

したがって、第一義的に裁判所の考えることとございまして、法務大臣としてどうするかということにつきましては、はっきりしたことを申し

上げるのは差し控えておりました。私どもも法務省といたしまして、そういうふうな問題意識を常に忘れることなしに、何よりも今非常に激しく動いております司法試験制度の改革の流れがちょうど今流れの中途でございまして、また来年、再来年というふうなものも動くであろう。さらに、それに關連して、弁護士会との間の法曹養成制度改革協議会などでもいろいろと、法曹人口を含め、また待遇も考えてやっていると、法曹人口などの進展も十分私どもも見定めながら考えてまいりたい、こういうふうな考え方をとらさせていただきます。

○下稲葉耕吉君 ありがとうございます。私は、裁判所の定員についても総定員法みたいな枠をつくって一々国会にかけなくてもいいんじゃないかというところまで踏み切つていられるわけじゃないんです。例えば、国鉄等においても昔はそうございました。増員なりなんなりについては法律事項でございまして、毎年法律にかけていたのは御承知のとおりでございます。だから、やはり時代の流れとともに人間の知恵で社会は前進するものだろうと思つておる。

一般的に裁判所は大変おつかいところだと言われていられるわけですが、事実そうだろうと思つて、またそういうふうな側面もなければいかぬところもあると思つておる。やはり世の中の動きを冷静に見ながら、その辺のところにも適合できる分野もたくさんあるんじゃないだろうか。

そして、もう一たん決まらなからどうだということもございまして、例えばきょうたまたま定員法の問題が出ましたのでお話ししていただくに、書記官、事務官、いろいろあるけれども、裁判所全体の運営をどういふふうになさればいいのか。絶対専従の職員でなければならぬところはどこなところなんだ、委託でできるところはどこなんだ。あるいはコンピュータ化というのはどういふふうな形でできるのかできないのか、事務の合理化というのはできるのかできないのか。その辺のところをお考えになつて、そしてそういう

ふうな中から定員はいかにあるべし、書記官は幾らあればいいんだ、事務官は幾らあればいいんだと。

大臣のおっしゃる通りに、研修のための何とかというのは、それはその中でどれだけあるんだとか、そういうふうなお話を今まで聞いたことがないんです。そういうふうなことを御検討なさる時期に来ていられるんじゃないか、こういうふうな思つておるわけでございます。

時間も参りましたので、やめさせていただきます。ありがとうございます。

○米久八重子君 米久でございます。

本百二十九国会が召集をされまして、もう既に二カ月も経過しております。九四年度の予算案提出が例年よりも大幅におくれましたので、早く予算審議に入らなければならぬわけですが、いまだに予算委員会が開会されていないというのは大変遺憾なことだと思います。そのあたりで当委員会もきょうが最初の委員会でございます。本来ならば、大臣の所信、そして九四年度の法務省、裁判所の予算の説明をお伺いして、それに対する質疑を行つてからこの予算関連の法案の審査に入るべきでありますのに、いきなり法律案審査に入らざるを得ないのは大変残念なことだと思つております。

さて、この裁判所職員定員法改正案というのは、二十数年、日切れ扱いとなつております。法務省や裁判所は、来年度の裁判官への任官希望者が百五名程度あり、三月三十一日までに成立をさせないと四月に一齐に採用できなくなるから年度内の成立を願いたい、そう申し立てられるわけですが、しかし、来年度の任官発令予定日というのは四月の中旬ごろと何つておられますので、四月の第二週ぐらいまでに成立させれば十分間に合うというふうなことになります。

過去のことをちよつと調べてみたわけですが、年度内に成立しなかつた例もあるようでして、例えば七十七国会の場合には、これは判事補七名、事務官十三名の増員内容であつたようですが、両

者とも相当数の欠員があつたために、結果として四月に一斉採用がなされて何ら支障がなかったというふうなことを伺っておるわけでございます。当局からお伺いしたんですが、今の下稲葉議員の論議もお伺いしております、お伺いしたとことちよつと数字が合わないわけです。私が年度末に自己都合で退職する判事補ほどのくらいおるかと同じましたら、七名程度だとおっしゃったわけです。年度末にいつても、これは三月三十一日に退職するという形ではなくて、年度内に退職する方も含めてというつもりで伺つたんですけれども、そうなりますと四十数名、そういう数になるようですね。

それで、新年度に判事補から判事に再任される裁判官というのは四十数名いるというお話です。それから、裁判事務に携わっていない裁判官、充て判と言ふんだそうですけども、その方たちはどのくらいか聞いたら、百二十四名と言ふんです。これはいただいた資料の中の平成四年七月一日現在でいわれる充て判の方が百二十四名、この数字をおっしゃったんじゃないのかなというふうな気がするんです。私は改めて充て判になる方ほどのぐらいなのかなというふうな伺つたつもりだったんですが、ちよつとその辺があちこちしてしまつたんですけれども。

結果として百名程度は定員法を改正しなくても判事補の空き定員枠は確保できているわけで、年度内にこの法律によります判事補定員十名増がなければ一斉採用が不可能という事態ではないのではないかとお伺いしているわけですね。しかし、今回は、国民の裁判を受ける権利を担保し、ひいては裁判所人事の円滑な管理に協力をするという観点から、立法府において高度の政治判断で年度内に処理をすることにしたものでございます。このことは司法当局におかれましてもしっかりと認識をしておいていただきたい、そのように考えるところでございます。さて、私はこの裁判所職員定員法改正案の審査に何回か携わつてまいりました。ここ数年の趣旨

説明の内容や法案に添付されました参考資料を見て改めて感ずることがあるわけですが、それは裁判所職員の定員増には余り科学的増員根拠がないということなんですね。事件数の変動とか質の変化というところは参考資料を見させていただいてそこから理解できるわけなんですけれども、しかしそれはあるスパンをとらえて、そして統計を駆使して裁判処理の結果を数の上から分析したものであるにすぎないと思つております。裁判件数というのは裁判所が受理した件数なので、裁判所当局の采配によって増減するものではありません。

先ほど政府職員の話も出たわけですけども、政府職員は行政需要に対応して機動的な定員管理が要請をされております。この政府職員と裁判所職員とは基本的に業務の質が異なつておりますから、ここに裁判所職員の定員管理、運用というものの難しさがあるのではないかなというふうに感ずるわけでございます。言いかえてみますと、次年度の定員増の理由というのは、前年度までの裁判件数の動向を基礎にして、そして欠員の予想と若干の将来推計を加えて毎年毎年算定せざるを得ないというふうな状況になつていくわけですね。そういうことから考えますと、ただいまも総定員法の話が出たわけですけども、総定員法的な上限設定による定員管理というのは裁判所職員にはやっぱり不適当なのかというふうな感じがしてはいるわけですね。

いろいろ調べてみました法律の上にも、例えば憲法七十九条に「最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し」というふうな書かれておりますし、それから裁判所法第五條三項には「最高裁判所判事の員数は、十四人とし、下級裁判所の裁判官の員数は、別に法律でこれを定める」とあるわけでございます。裁判所職員の定員管理は法律によることの必要性というのには明白になつていくわけですね。ところが、実は百二十三国会で私もこの定員法

の問題にかかわつたわけですけども、そのとき私の質問に総務局長は、裁判所職員の定員は最高裁判所の規則で定めることも可能、そのように答弁をしておつたわけですね。このことは、法律で決めるといふふうな書かれてあるわけですから国会、つまり国民の意思を全く無視するものではないのかなというふうな考えます。そこで、法務大臣にお伺いをするわけでございますけれども、裁判所職員定員法改正案の所管大臣である法務大臣といたしまして、法律施行責任者として司法職員の定員管理のあり方についてはどのような認識をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(三ヶ月章君) 御質問の趣旨をもう一度確かめさせていただきますのでございますが、定員管理というのはどういうことでございませうか。今御指摘のございましたように、憲法及び裁判所法で決めているというので一つ一ついろいろな手続を経て出してくる、これも定員管理ではないかと思つておりますが、それを超えましてどういふことをお答えしたらよろしいんでございませうか、ちよつともう一度教えてくださいと存じます。

○糸久八重子君 法律できちんと決められているのだから、百二十三国会の中で御答弁いただいたように、最高裁判所の規則でも決めることができるというお話はいいかなものかと私は思つております。ですから、その辺の定員管理の状況はいかがかと。○国務大臣(三ヶ月章君) 先ほど下稲葉委員の御質問に対するお答えの中で、いろいろ考え方があられる方が、まあこういう形でやつてきたのではないだろうか。やっぱりメリット・デメリットはございます。デメリットは確かにその都度やつていくのが非常に煩わしい面もございませうけれども、やっぱり一年一年司法の現状につきましても、国会の皆様方に対して現状はこうである、人員的な体制はこうである、それに対して御注文はこう

であるということをお承るというふうなメリットも私はこういう定員管理のあり方の中にはあるように思つております。したがって、先ほど申しましたように、これは最高裁判所の方で考えられることではございますが、法務省といたしまして、いつまでもいわば旧套を守らずに新しい流れに即した方がいと思つたらばそういう方向で十分考えていくとか、そういうふうなことはやはり法務省としても一番裁判所に近い官庁として考えていかなければなるまいなと。

特に法曹人口、裁判官も今度増員をお願いしておりますが、司法修習生の増員などというものもほとんど動いてまいりませんと、それとのらみでもまた新しい問題が日本の法律家の量の問題というふうな響いてくるということもございまして、その点は先ほど下稲葉委員の御質問の中でお答えいたしましたように、法務省といたしまして、検討の体制を維持しながら新しい事態に十分に対応できるように努力してまいりたい、御質問に対して最後にはそういうお答えをしたつもりでございます。それでお答えになりましたかどうか……

○糸久八重子君 日本の裁判の審理は大変時間がかかることは定評がございませうけれども、その原因の一つは裁判官の数にあると思つております。大臣は、司法試験合格者三倍増論など打ち出していらつちやつて、法曹人口の大幅増論者でいらつちやつて、法曹人口の大幅増論の改革にも尽力されていらつちやつております。先ほど私申し上げたんですけれども、裁判官のあるべき定員を算定するということは実際問題として大変困難なことなんですね。だからといって、手をこまねいてはいるわけにもいかないわけですね。来年度から修習生七百人体制を迎えるわけですが、弁護士のみ増加をしても、裁判官とか検察官がバランスよく任官してくれなければ迅速な裁判にはつながつてまいりませう。今後の法曹人口、とりわけ裁判官の数の問題と



審理の促進策について、大臣ほどのような所感、対処策をお持ちなのか、お伺いさせていただきます。  
○国務大臣(三ヶ月章君) 御質問の中にごさいますように、私も法務大臣などということになりましたが、私は夢にも思ったことはいりませんので、専ら学者の立場からいふことを論文等で論じてまいりました。

その場合に、日本の司法制度の一つのポイント、特徴と申しますのは、エリートを非常にがっちり固める反面に、とにかく数はそう粗製乱造にならぬようにというふうな政策がかなり意識的か無意識的かあるのに対して、世の中が変わってまいりまして、どんどん紛争の種類も質も難しくなると量も持っている限界というものが出てくるのではないかと申すのが、これが学者個人としてそういうことを言ってみて根拠でございます。

法務大臣としての立場で申し上げなければなりませんので、学者としての個人的見解を繰り返すのは差し控えていただきますが、法務省といいたしましても、今御指摘のように、非常に算定しにくいのでございますね、どのぐらいのが適正法曹人口であるか。

しよせん私個人の持論と申しますものも一種の、余りこのごろ評判のいい言葉ではございせんが、腰だめの感覚というふうなものを基準として、それが、それともう一つは外国の実例、それから外国での裁判の詳しき、判決書の長さ、短さ、それから日本における裁判官の非常に厳しい生活と一般サラリーマンの生活との違いというふうなもの、何を何となく頭のなかでごちゃごちゃと考へながら、まあ一つの数量的な目標としては、法の先進国の中で一番少ない国というふうなものに向かつて、やはり二十一世紀の半ばごろまでにはというぐらゐの腰だめのなごさがないのが実情でございませう。

しかし、現在そんなことだけでは足りなくなつてまいりまして、今、委員御指摘のように、司法試験制度も動いております。それから、法曹制度

改革協議会でも具体的にどのぐらいのところまで法曹人口、これは弁護士も裁判官も検察官も含めてございませうが、そういうふうな者を採ればいいのか。特に外国人弁護士などの問題になってまいりますと、今度は渉外的な問題にそういう法曹のエネルギーをどのぐらい割くかという新しい問題が出てくるのかというふうなことでもございませう。

ただいまこちらの調査部などと弁護士会と共同で研究しておりますところの法曹養成制度改革協議会等におきましても人口の問題について十分御審議いただいております、こういうふうな承っております、私個人としてかなり前に申し上げましたような、少しずつ増員を図っていくべきではないかという意見もそういうオフイシャルな協議の場でも少しずつ出てきておられるや承っております。

この改革協議会の協議結果等を踏まえまして、法曹人口の増員問題に法務省としても法務省でできることは真剣に取り組む、学者としてできることはまた学者としていろいろと問題提起をしてまいりたい、こんなふうなことを考えているところでございます。

○糸久八重子君 先ほど司法職員の定員管理のあり方についてお伺いいたしたんですが、今度裁判所の職員管理のあり方についてお伺いをいたした。

定員法改正案というのは毎年国会に提出をされておりますけれども、これはずっと増員の内容でございませう。増員がどのよう配置されるのか何についても、東京、大阪等の大規模庁に配置するとか答へが返ってこないわけですね。また、参考資料を見ましても、増員理由の根拠となるような統計はたくさん載っているんですけども、増員された員数がどのよう活用されるか、また例えればある裁判所に所属している裁判官や書記官、それから事務官等の員数が現在どういうふうになっているのかということが明確に国会や国民の前に明らかにされる体制になっていないんですかね。これでは真の国民の裁判を受ける権利は全うでき

ないと思ひますし、租税で賄われている裁判所職員の適正化のあり方の審査はできないのではないかと申すんです。

これは立法府から見ると率直な意見でございませうけれども、裁判所定員管理の現状についてお伺いさせていただきますかと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(浦井紀夫君) このところ毎年裁判所の職員の増員をお願いしてまいりまして、その増員された人員がどういう形にどういう形で配置されておられるのかという御質問を何度かいたしておるわけでございます。

このところなかなか御理解いただけません、実は裁判所の方の定員の配置と申しますのは、毎年一定のものがございまして、その上に増員された者を追加して、こういう形ではやっておらないわけでございます。基本的に裁判所の仕事と申しますのは、各庁に提起されてまいりませう。各々の裁判事件、その処理を担当する役所でございませうので、各庁のそのときごとの事件数を中心と申します事務量と申しますか、そういうものに従ひまして必要人員が時々刻々変わってくるわけでございます。

私どもの方としましては、随時余裕のある職場から人を割きまして、それを忙しかつ職場に回すというふうな作業をずっと継続してやっております。

したがしまして、例えば今回かなりの数の増員をお認めいただいておりますけれども、実際の配置をどうするかということになりますと、それは増員をお認めいただいた全体の職員数、これを見まして、各庁の事件数を中心とした繁忙の度合いを見ながら各庁に改め人員を配っていく、こういうふうな操作をやるわけでございます。

したがしまして、例えば忙しい庁、大阪など、東京の庁で五名なら五名の書記官が増加したという場合に、その五名というのが果たして余裕がある庁から割かれた人なのか、それとも今回お認めいただいた増員の対象となつた人が来たものなのか、この見分けというのは実はつかないわけでございます。

ただ、結論的に言いますと、実はそういう繁忙な庁が出ておられます場合に、増員をお認めいただけませんとそれらの方に応援できない。ところが、増員をお認めいただいても余裕が出てまいりませうので、そういうところへの増員の措置がより手厚くできる、こういうところがあるわけでございます。

○糸久八重子君 大蔵省、見えていらつしやいませう。大蔵省にお伺いいたします。

大蔵省の職員については、総務庁の定員査定は、大蔵省の子算定員査定という二重のチェックがあつて、そしてさらに総定員法による縛りがございませう。これに対して、三権分立の観点からやむを得ないと思ひますけれども、裁判所定員は大蔵省査定と国会の定員法改正案審査だけでございます。

大蔵省当局は、三権分立の観点を踏まえながら、どのような観点から裁判所の定員査定を行っておられるのでしょうか。

例えば、判事補の増員にスライドする形で書記官、事務官等の定員要求はどのように対処しているのか、あるいはまた純然たる裁判官以外の職員増員要求にはどのような観点から対処しておられるか、お伺いしたいと思います。

○説明員(金田勝年君) お答えをさせていただきます。

ただいま先生の御指摘のございました裁判所の定員査定の問題につきましてでございますが、私も似たような問題は、ただいま先生がお話されたように、三権分立の観点から、行政府の職員とは別に裁判所職員定員法において定員が定められておるといふ考へ方に立ちまして、民事訴訟、民事執行、破産といったような各種事件の事件数が増加しておる、その内容も複雑、困難化し

ている状況の中で事件の迅速かつ円滑な処理に支障を来さないような手当てを講ずる必要があるということ、そしてまたその一方で司法におきましても、裁判所におきましても他の国家機関と同様に事務の簡素化、効率化に努めていく必要があるといった諸点を考慮いたしながら、必要な部門に必要な職員の手当てを行うという観点から査定をいたしておるところでございます。

なお、具体的な査定に当たりましては、申すまでもなく、折衝の過程で裁判所の御要望、御意見を十分に承りますとともに、財政を取り巻く諸情勢といったようなものについても私どもの方から十分御説明するといった調整を行いつつ、最終的に双方が合意に達するように努めて作業を行っているところであつたわけでございます。

○糸久八重子君 続けて大蔵省にお伺いをいたします。

裁判所も政府の定員削減計画に協力をしているわけですが、裁判官や書記官等の基幹職員は削減対象から除外をされておりますね。

法案の参考資料十九ページを見ますと、種類別事件数は年度によってばらつきがございます。ある年度の増員要求にされた種類別事件数というのは、別の経過年度では減員要因となっているものもございまして。

定員削減対象から除外されている書記官等の減員要因は、これまでこれらの変化をどのように査定しんじやくをしてきたのをご説明いただけますか。

○説明員(金田勝年君) お答えさせていただきます。経済情勢や社会状況の変動といったようなもの、また国民生活の多様化、複雑化といったようなものを反映いたしまして、裁判所に係属する事件の数が増加しております。そして内容も複雑化、困難化しているという状況の中にございますけれども、事件の適正迅速な処理を図っていくためには事件処理を担当いたします裁判部門の裁判官、書記官、事務官の増員を図っていく必要があるとい

うことで考えております。

その査定におきましては、民事事件に比べまして刑事事件の件数の伸びが低いといったような事件内容の変化もございまして。そういったものも踏まえまして、規定定員のやりくりを行った上でなおかつ不足する部門につきまして所要の増員手当てを行うといった形で査定させていただいたわけでございます。

○糸久八重子君 最後になります。

我が国の司法の分野というのは国際化から大変遠い存在にあるのではないかと懸念いたします。今度の国会の中で外国法事務弁護士規制緩和が出てくるわけですから、これも含めて今後我が国法曹界のあり方、それから司法改革に着手すべきものもたくさんあるかと思っております。よい意味での司法改革を大臣の在任中に実現をさせていただきたい、これはまた後ほど大臣の所信の中でお伺いできるものと御期待を申し上げまして、質問を終わりたいと思っております。

○紀平悌子君 裁判所職員定員法の改正案は、例年提出されておりますし、国民のための司法の体制充実のためには不可欠だというふうに私も思っております。非常に委員会の開催が急であつたというか何というか、勉強不足でございますので、大変初歩的なことをお尋ねいたします。

裁判所当局にお伺いしたいんですが、本年、裁判所書記官の増員が事務官の増員を抑えて五十名、こういうことなんですが、近年にない大幅増です。簡単に結構ですから理由を教えてください。

○最高裁判所長官代理者(浦井紀夫君) 今回の増員の柱と申しますか、それは大きく分けますと二本程度ございまして、一つは地方裁判所の民事訴訟事件の審理を充実したいということ、それからもう一つは非常に事件がふえております執行事件、破産事件の処理体制を充実強化したいということでございます。

のは関係者、債権者、多数の関係人に対しましていろんな文書を発送いたしまして照会をし、その報告をいただいたりそれを取りまとめる、その結果に基づいて配当を行うというふうな事務が一番手がかるわけでございますが、実はこういう事務を担当しておりますのは裁判所の場合は書記官でございます。したがって、そういう類型の事件の処理体制を強化するために一番強化しないといけないのは書記官の部門であらう、そういうことで今回は書記官に厚い増員措置をお願いしたわけでございます。

○紀平悌子君 公務員の再雇用促進の一環として、裁判所も書記官の増員に当たって再雇用の方

もかりていらつしゃるといふことでございまして、定年後に何年もお仕事をなさるといふことはやはり限界がございまして。若手の育成といふことが非常に必要だと思っております。

先ほどいろいろなお話もございましたけれども、裁判所におかれましては今後どういふふうに対処されていかれますか。

○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) 紀平委員御指摘のとおり、裁判所書記官につきましてはいわゆる再任用の制度を活用いたしております。これは、定年になりました書記官につきまして、最長三年間といふことで再任用するものでございまして。私も、そういったベテランの書記官に裁判現場で働いてもらうと同時に、あわせて若手若手の書記官の指導育成にも組織的に取り組んでいるところでございます。

どうして裁判所におきまして再任用を活用するかといふことでございまして、昭和六十年代から裁判所におきましては、書記官を中心としたしまして大量退職が進行いたしまして、若手の職員を多く採用するといふ状況が生じました。書記官の年齢構成を見ますと、非常に若手の方に偏っているわけでございます。若手の方は資質とか能力では非常にすぐれているわけでございますけれども何せ経験不足でございますので、裁判所組織全体で見ますとこういった経験面の補充が必

要でございます。そういったところから、若手の書記官の経験不足を補い、かつ若手の指導育成をしてもらう、こういった趣旨で定年退官するベテランの書記官の再任用を図っているとございいたします。

もちろん、この再任用に頼るといふことは、御指摘のように、若手の台頭という問題もございまして、その点はバランスをとってやらなきゃいけないと思っておりますけれども、私どもこういった若手の指導育成と全体としての組織の能力を低めないようにという趣旨で行っているものでございまして、よろしく御理解いただきたいと思います。

○紀平悌子君 書記官の増員分は即戦力ということなのですが、これの昨年度の増員分の配置、これからのように配置をされていくか、これはもう先ほどお答え済みなんでしょうか。何か加えることはおありになりますでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(浦井紀夫君) 先ほど糸久委員の御質問にお答えしたとおりのことになろうかと思っておりますが、昨年も実は我々の方で増員をお願いしました。

その理由は、大体ことごとく同じでございます。破産事件、執行事件が急増しておりますので、その処理要員をふやしていただきたいということと、民事訴訟全般について審理のあり方をもう少し充実していきたい、そういうことで増員をお願いしたわけでございます。

したがって、先ほど御説明しましたように、増員された人数がどこへ行つたかといふその一対一の対応関係は明らかになる仕組みではございませんけれども、結果として見ますと、やはり大都市周辺で民事訴訟事件が全体にふえている、あるいは執行事件や破産事件がふえている、そういう忙しい所に増員された要員が配置されておる、こういうふうにご理解いただければいいかと思っております。

○紀平悌子君 大変立派な東京簡易裁判所の新庁舎がおできになりました。おめでとございませ



す。  
実は、この新庁舎は、裁判所のためじゃなく、国民のためでございます。

その観点からお伺いしたいわけなんです、とかく裁判所というのは国民というか、私を含めて一般の庶民は足を運びたくないところなんです。できれば遠ざかってほしいというのが大体の心情でございます。あえていたし方なく住民、市民がそこへ行かざるを得ないことになりまして、非常に遠いんです。そして、一カ所に集められたということは、それだけ便利というか、非常に機能的になったと同時に、通う方とすれば不便になったという面もあることを御承知おきいただきたいと思っております。

その中で、住民に対するというか、特になれない女性とかお年寄りとかそういう方が通います場合に、どのような今以上のサービスがこの新庁舎の中で行われますか。国民、受ける方の立場に立ってお答えをいただきたいと思っております。二分ほどでございますので、どうぞこれをしっかりお答えいただきたいと思っております。

○最高裁判所長官代理者(浦井紀夫君) 新しい東京簡裁は、御承知のとおり、都内の二十三区に散在してあります。十一の簡裁を霞が関の地区に統合するものでございまして、新しい裁判所ではこれまでにならぬ設備を設けて、簡易裁判所としては画期的な新庁舎になる予定でございます。

我々の方で基本的に考えておりますのは、従前、小さい庁舎に分散してございましたのはなかなか実現できなかったような新しい工夫をいたしまして、国民、市民の皆さんにもっとも利用しやすいような、充実した司法サービスを提供できるように簡裁にしていきたい、そういうふうな考えておるわけでございます。いろいろな工夫がございまして、非常に多量に発生するという事件がございまして、非常に多量に発生するという事

例え、督促事件というのがございまして、これは債権者、自分の方が相手に債権を持っているという、そういう人が申し立てる事件でございますが、一定の金額の給付を目的とする請求の場合には、申立人だけの申し立てに基づきまして裁判をする、相手方から異議が出ません限りはそれ自体で強制執行ができますような支払い命令という裁判をする、そういう手続がございまして、これは簡単にいわば強制執行のできる債務名義が取得できるところに特徴がある事件でございます。この手続につきましては、この新しい簡易裁判所ではかなり大きなコンピューターを入れまして、従前以上に短時間で支払い命令が発令できる、そういうふうな工夫をひとつやってみたいと思っております。

それから、簡易裁判所の事件でもう一つ、市民、国民の皆さんがよく御利用になる調停事件がございまして、調停事件の場合には、やはり事件の種類に応じまして、それにふさわしいと思っております。そういう事件を得意とされておられるような調停委員の方に事件を担当していただくという必要がございまして、東京の場合ですと、かなり多数の調停委員の方がおられますので、そういう方を各事件ごとに適任者を選定するという作業はなかなか難しいわけがございまして、

それから、今回の新しい庁舎ではかなりの数の調停用の部屋を設けましたけれども、その部屋のあきぐあいを見ながら適当に事件を入れていって、できるだけ早く事件を処理したいと思っております。そういう調停委員の選定とか、あるいは部屋の選定といったものもコンピューターを使いまして従前以上に的確にやっていききたいというふうな考えております。

それから、こういう事件じゃなくて、ごく一般の市民の間での事件といえますか、そういうものにつきましまして我々の方で考えておりますのは、裁判所に出かけてきていただければ、ある程度丁寧に対一で御相談をさせていただいて、その場で例えは調停の申し立てをしたい、あるいは訴えの

提起をしたいと言われる場合には、定型の用紙をつくっておきまして、そこでごく簡単なものであれば必ず必要事項を書き入れていただいで手続をとっていただける、そういうふうな体制も整備をしたいと思っております。

従前、幾つかの小さな庁舎に分散しておりましたときはそういう相談を専属的に担当する職員というものを確保することがなかなか難しかったわけがございまして、今回のような大きな規模の庁舎になりますと、ある程度人数を相談の専門要員として窓口口に配置しまして、新しいオープンカウンターの受付センターのようなものを設けまして、そこで御相談に応じる、こういうふうなこともやっていきたいと思っております。

そのほか、いろいろ我々の方としましては、この新しい裁判所で従前以上に充実したサービスが提供できるような、そういう体制をつくっていきたいと思っております。

○紀平悌子君 ありがとうございます。終わります。○安恒良一君 まず、今回の人をふやすのには、ここに書いてあるとおり、民事訴訟の適正迅速な処理ということで判事補を十名ふやす、それから同じような理由で書記官五十名、事務官五名、こういうことでございます。

そこで、私が戦後どのような形になっているかということ、昭和二十二年から調べましたら、裁判官、裁判官以外の職員もずっと一貫してふえてきているんですね。他の省庁では定員法に基づいて減らしているわけです。ここだけは裁判官も書記官もふえています。

それから、そのふえ方についても、裁判官の判事、判事補、簡易裁判所の判事、書記官、それがどういう理由でどれだけふやされたかというのを年次別に調べてみましたら、これもある場合には判事をふやさんとふやす、それから判事補を今度は十年なら十年ふやして、その後これを判事にするというところで集中的に判事をふやしたり、判事補を

ふやしたりしている。ここ二十年ぐらいを見ますと、主として判事補を五名から十名ぐらいふやされている。それから、書記官を二十五とか三十五とか、かなりの数でここ二十年はふやされているわけです。

私は、そのふえることについて文句を言おうと思いません。賛成なんです。果たしてここに書いてあるようにふやすことによつて地方裁判所における民事訴訟の適正迅速な処理ができていくかどうか、どれだけ能率が上がって適正でしかも迅速か、そういう意味でこれも大変なことだと思いましたが、この政府からいただいている資料だけでははつきりしませんから最高裁に要求しまして、昭和五十七年から平成四年まで地方裁判所の推移、それもただ単に新受だけでは意味がありませんので、新受がどうなっている、既済がどうなっている、未済がどうなっているという年次別の統計を全部出してもらいました。これは裁判所ごとに全部出してもらいました。さらに念のため戦前から戦後にわたってどういふ数字になっているかということも、これは大変な資料ですが、最高裁にお願いしてけさほど全部資料を手にしました。

これを見ますと、ふやすのはふやしてきていますが、本当に適正迅速な処理にどれだけ貢献しているのかどうか、この数字を見る限りではわからないんです。今申し上げたように、新受、既済、それから未済をずっと横に統計的に並べて、本当にここにお書きになっているとおり能率が上がっているのかどうか、この点についての説明をひとつ求めます。

それから、あわせて第二点目の説明をお願いしたいのは、結局私から言わせると、人はふやしているが、現実には新受、問題はそれを既済、未済がどう残っているかというので成績が上がっているかどうかということを見るわけですから、それを見るときにふやした判事に実効が上がっていない、統計的に見た限りにおいては、ただ、この統計では事件の難しさというのはいわかりません。この数

九

字しか僕のところに持つてきていません。しかし、横並びを見ると、人はふやしたけれども大した能率は上がっていない、こう思います。

そこで、次に聞かなきやならぬことは、日本の国民が裁判になじまないというの、何と云つても手続が複雑だ、それから時間がかり過ぎる、お金がかかり過ぎるということで裁判を、嫌つてお金がかかり過ぎるということ、嫌つてお金がかかり過ぎるというわけじゃないが、敬遠。しかも民事訴訟では、実質的に争いのあるものについて一番だけ調べてみましたら、平均二年余りかかっている。ところが、ドイツが統一する前の西ドイツの二倍日本はかかるんですよ。なぜ日本は西ドイツに比べて民事の一番が二倍もかかるんでしょうか。それもわかりません。

それから、三番目に聞きたいんですが、そう言いますと、いやそこで民事訴訟法を七十二年ぶりに全面改正するんだと、答申をいただいでできれば平成八年度には国会に民事訴訟法の全面改正を出すんだと、こう言われると思えますけれども、まだ先の話ですね。

そこで、私は大臣にお聞きしたいんですが、現行法の中においても審理の迅速化、適正化ということがあり得ると思ふんです。これは大臣に御答弁願いたいんですが、大臣、どのようにお考えですか。

私の時間は九分しかありませんから、まず質問を先に三つ申し上げましたので、それぞれ。それから、数字は私のところに細かくきのの晩からけさにかけていただいていますから数字の読み上げは結構です、これは見ればわかりますから、詳細な資料をいただいていますから。

○最高裁判所長官代理人(浦井紀夫君) お尋ねのありました点、裁判所の方で年々増員を続けてきておる結果が公平、迅速な裁判の実現にどういう影響を及ぼしておるかという点について私の方からお答えさせていただきます。

これは、実は事件処理の状況というのをどういう物差しで評価するかという点自体が非常に難しい問題がございます。我々裁判所の内部の者が一

番重視しておりますのは、やはり一つの事件を処理するのにどの程度の期間がかかるか、訴えが提起されましてから判決ないし和解という形でその事件が終結するまでの間にどの程度の期間がかかるか、これは審理期間というふうには呼んでおりますが、この審理期間をできるだけ短縮していくことがやはり理想的な事件処理の形ではなからうか、こういうふうにご考慮願うわけでございます。

そういう意味で、この審理期間という観点から見ると、実は審理期間を短縮するための方策としては、人員をふやすということ以外に、いろいろ審理のあり方を工夫するというふうな面もございまして、人をふやしたことがどの程度結果に響いてくるかという点、なかなか難しい問題がございます。

例えば昭和五十年当時ですと、地方裁判所の民事事件で相手方が争う、したがってすぐには判決できないというふうな事件ですと、大体地方裁判所の場合二年少し、二十五カ月ぐらいの期間がかかりませんと訴え提起から判決までいかなないという状況でございました。それが平成四年度ですと、地裁の場合、平均いたしました一年半程度、十八カ月程度で判決にまでいくようになってきておる。

簡裁の民事事件をとりましても、昭和五十年：  
○安恒良一君 地裁だけでいい。時間がありませんから簡単にお願いします。ほかの裁判所はい

○最高裁判所長官代理人(浦井紀夫君) そういうことでございますので、こういうところからごらんいただきますと、やはり増員がある程度審理期間の短縮につながってきておること、これは御理解いただけるかと思ひます。

○最高裁判所長官代理人(今井功君) 民事訴訟事件の処理のために現行法の中でどの程度のことをやっておるかという御質問でございます。

これは法廷が主になるわけでございますが、これを単に書面交換の場というだけではなくて実質的な討論の場にして審理を充実させる、審理のむだを省きまして効率的な訴訟運営を図りたい、こういうことで現場の裁判官の間でいろいろの提言がされておるわけでありまして、最近はこの提言に従いまして、訴訟運営の改善を図ろうという動きが全国の裁判所で定着をしてきております。

このような運営改善の動きを助けるための一つの方策として、私どもの方では全国のおよそどの地方裁判所の本庁にいわゆるラウンドテーブルという、丸い法廷であります、これを設けまして、そこでは同じテーブルを囲みまして裁判所と当事者が議論をして争点を煮詰める、その煮詰めた争点について本格的な証拠調べをする、こういうようなことによりまして審理の充実、ひいては訴訟の迅速処理というのを図ることを期しております。

○国務大臣(三ヶ月章君) 裁判所といたしましては、現行法のもとでもあらゆるいんな工夫を凝らして審理の促進、充実というものを図っておるというのは事実でございます。

私は、長い間大学におりました、それからまた弁護士になりました、具体的な事件にタッチするようになりまして、最近十数年の間に裁判所は審理が非常に丹念かつ親切になっていっている。例えば、ラウンドテーブルあたりでかみしめを脱いでやるといふふうな形であるたけざしくしゃくしない形ですと、整理するにたけ角張らない形ですと、整理を、現行法は非常に厳格なんですけれども、現行法ですすめるところでもやっぱりやっていますように努力をする。

それから、先ほど書記官の増員というお話が出ましたけれども、この書記官というものが当事者の間に介在いたしましたして、一々電話で連絡をしてくれたりなんかいたしまして、審理の促進に非常に協力してくれている、こういうふうなことも体で

体験しているわけでございます。ただやはり、しよせんそういうふうないろいろ工夫をいたしまして、その枠になつております民事訴訟法典というのが十九世紀のものでございましてから難点があるというので、今後また御質問になると思ひますけれども、改正の動きが出てくる、こういうふうにご理解願うところでございまして、裁判所は非常に努力をいたしておると私は見ております。

○安恒良一君 時間がありませんから、西ドイツに比べてなぜ日本は二倍もかかるかというのを後で私のところに説明に来るように、三十四分までということですからそれを答えてもらう時間もありませんので、後で説明に来てくださ

○委員長(猪熊重二君) 他に御発言もないようです。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(猪熊重二君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。  
○委員長(猪熊重二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午前十一時三十七分散会  
二月二十五日本委員会に左の案件が付託された。  
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民

法・戸籍法の改正に関する請願(第一二二号)

第一二二号 平成六年二月十七日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願  
請願者 横浜市緑区あざみ野三ノ一ノ六  
六メゾンプランシエ二〇二二 小嶋 毅 外二名

紹介議員 清水 澄子君

我が国では、民法第七百五十条により、夫婦同氏が強制され、結婚に際して夫婦の一方が必ず自分の氏を捨てなければならないこととされている。また、氏と密接に結び付いた戸籍では、結婚すれば、自分の氏を選んだ側(ほとんど男性)を戸籍筆頭者とする戸籍を作り、氏を捨てた側がその戸籍に二番目に入るといふような体裁となつていく。このため、結婚すれば女性は、男性の家にいる、嫁に行く、といった家意識が、約四十五年前に家制度は廃止されたにもかかわらず残されている。女性差別撤廃条約は、男は主、女は従とする考え方・慣行を是正する措置を採ることを批准国に求めている。また、両親との統柄を示す統柄欄は、家督相続を前提とする家制度の残滓(し)であり、非嫡出子差別を助長する一方で、別姓を法制化した場合には統柄確認につき実務上の困難をもたらすことにもなる。ついでには、次の事項について実現を図りたい。

- 一、民法第七百五十条を改正し、夫婦同氏・別氏の選択制を導入すること。
- 二、併せて戸籍法を改正し、別姓夫婦については別戸籍で編製するものとする。
- 三、戸籍の統柄欄を廃止して性別欄とすること。

三月四日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第一六六号)

第一六六号 平成六年二月二十一日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願  
請願者 東京都三鷹市大沢一ノ五ノ二八  
中村ミツ 外九名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。  
三月十一日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、消費者のための製造物責任法早期制定に関する請願(第二九八号)

第二九八号 平成六年三月二日受理

消費者のための製造物責任法早期制定に関する請願  
請願者 大阪府堺市北野田四五三ノ一〇  
三上賢一 外九百九十九名

紹介議員 白浜 一良君

近年、商品の大量生産や多様化、技術の高度化、製品開発・モデルチェンジのサイクルの短縮化が進む中で、安全性に十分配慮された商品が出回っているとは言いがたい状況である。消費者が欠陥商品により身体や財産に被害を受けていること及び被害救済が十分ではない実態は、公的機関によって十分把握されていない。それは、被害者が救済を申し出る適切な機関が不十分なこと、原因究明を行う公的機関がないこと等にもよるものである。現行法では、被害者が製造者の過失や欠陥及び被害との因果関係を証明しなければならず、情報公開制度等もない中では非常に困難である。そのため、訴訟に持ち込むことを断念することも多く、十分な救済と補償がなされない事例が多々ある。このように消費者側に証明するための負担が重く、訴訟が少なく、被害実態が明らかにならないことに結び付いている。欧米などでは、被害に遭った消費者の救済を公正・迅速に行うため、製造者の過失の有無を問わずに製造者に責任を負わせる製造物責任法の制定は商品の安全性を重視し、既存の制度や機関による救済の充実に十分なものである。ついでには、消費者重視の社会の実現のためにも被害救済の充実を図ることを目指した、次の内容を含む製造物責任法を早期に制定されたい。

- 一、欠陥に基づく製造者の無過失責任の原則を徹底すること。
- 二、欠陥とは、消費者が、通常の使用で、正当に期待できる安全性を欠いていることをいい、説明、指示、適切な警告表示が欠けている場合も含むものとする。
- 三、欠陥及び欠陥と損害の因果関係についての推定規定を設けること。
- 四、開発危険の抗弁を認めないこと。
- 五、欠陥にかかわる、企業及び行政の情報を開示する義務を明示すること。

三月十八日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、戸籍事務コンピュータ化のための戸籍法改正反対に関する請願(第三四二号)  
請願者 横浜市港北区太尾町九四六ノ一ノ一  
大川由夫 外二〇八名

紹介議員 大島 雅子君

法務省民事行政審議会は平成六年一月三十一日、戸籍事務のコンピュータ化を骨子とする戸籍法改正について答申した。それは、従来の戸籍事務を大幅に転換し、「戸籍」の質をも変えてしまう重大な内容を含んでいると考える。現在の戸籍は、戦後様々な論議がなされたにもかかわらず、戦前

の戸籍を踏襲した形で編成されたため「家」制度の残滓(し)を引きずっている。そのため「個人の人権」という観点から言っても様々な問題が生じている。それらについて一顧だにすることなく、「戸籍事務の迅速化」のみを歌い文句にコンピュータ化を押し進めていくことに反対である。その理由を具体的に示すと、(一)婚外子と婚内子の統柄の差別表記について答申は全く触れていないこと。(二)現行戸籍の在り方にも大きな影響を与えると考えられている法制審議会民法部会身分法小委員会での家族法見直し作業を全く無視した形で答申がなされたこと。(三)「誤字・俗字」の職権訂正、プライバシー保護などの問題について幅広い論議が一切なされていないこと、である。ついでには、戸籍事務コンピュータ化のための戸籍法改正を行わないようにされたい。

三月二十五日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。  
第一条の表中「六二二人」を「六三二人」に改める。  
第二条中「二万五千五百一人」を「二万五千二百十六人」に改める。  
附則  
この法律は、平成六年四月一日から施行する。

三月二十五日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、不動産訴訟の貼(ちょう)用印紙額の算定等に関する請願(第四二〇号)  
一、消費者のための製造物責任法早期制定に関する請願(第四三六号)(第四四八号)

一、不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関する請願(第四五六号)(第四六八号)(第四七九号)

第四二〇号 平成六年三月十一日受理  
不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町一 新潟県弁護士会会長 藤巻元雄

紹介議員 一井 淳治君

一、平成六年度固定資産税の評価額改定実施に伴う貼(ちよう)用印紙額及び不動産仮処分命令の嘱託登記の登録免許税の大幅な増額に対し、司法政策上の見地から、左記の理由(三)、(四)の提言のように、国民の負担が現行より増加することがないようにすること。

理由

(一)自治省事務次官通達平成四年自治固第三号により、平成六年度の課税分より土地の固定資産税評価額を公示評価額の七十%程度とする評価替えが実施されることになった。これにより固定資産税評価額はおおむね従前の三倍ないし四倍程度に改定されると伝えられる。この評価額の改定により固定資産税の評価額を基準として算定している貼用印紙額と不動産仮処分で債権額の無い事件の嘱託登記の登録免許税は大幅に増加することになった。民事訴訟費用等に関する法律(以下民事訴訟費用法という)第四条第一項は手数料の額の算出の基礎とされる訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第二十二條第一項及び第二十三條の規定により算出すると定め、同法第二十二條第一項は訴訟の目的の価額は「訴えをもって主張する利益」によってこれを定めている。ところで、「訴えをもって主張する利益」については、昭和三十一年十二月十二日民事甲第四一〇号高等裁判所長官、地方裁判所長あて最高裁判所民事局長通知により「目的たる物の価格」は固定資産税の課税標準のあるものについてはその価格とされ、これを基準

に所有権確認等はその全額、所有権に基づく明渡しはその二分の一等と定められ、また、昭和三十一年六月十八日民二第三八九号高等裁判所長官、地方裁判所長あて同局長通知により、右の「目的たる物の価格」は固定資産税の評価額によるものとされ現在に至っている。したがって、この度の固定資産税の評価額の改定はそのまま貼用印紙額の増額に連動することになる。なお、右昭和三十一年の民事局長通知の前書きによると、右通知の内容の決定に当たっては、民事局長は各庁に意見を求め、日本弁護士連合会の事前了承も得た上、從來各裁判所における受付事務の取扱いが分かれていた実状にかんがみ、参考資料として作成したもので、訴訟物の価額に争いがあるとき等の基準となるものではない。」としている。(二)今回の固定資産税の評価額の改定は、固定資産税の評価額を不動産の公示価格に近づけるものであると言われているが、結果的には印紙税額、登録税額の増額につながる。しかしながら、民事裁判の利用者負担金の性格を持つ手数料としての貼用印紙額については、今日これを増額すべきとの社会的要請は無く、むしろ、国民の裁判を受ける権利を保障し、国民の司法へのアクセスを容易にするために貼用印紙額の減額が求められているのが現状である。しかも、民事訴訟費用法の改定により訴訟物の高額部分について貼用印紙額の減額が図られたばかりである。さらに、法制審議会における民事訴訟法改正においても貼用印紙額の減額が検討事項とされている。不動産訴訟において貼用印紙額の決定のための「目的たる物の価格」を、固定資産税評価額により定めることにしたというのは、国税制度の一つとしての民事訴訟の目的に照らし、その利用の手段としての貼用印紙額を決定するに当たり、不動産の価額として固定資産税評価額が適切であるとの政策的判断の下になされたものと考えられる。つまり国民に民事訴訟を利用するための手数料を課すものとして、全国一律の基準として用いることができるものであるととも、その負担が国民にとつて過重にならず、適当

と考えられるものとして、不動産については、固定資産税評価額が用いられたものと考えられる。このような政策的配慮によるものとするならば、今日不動産については、バブル経済の影響で急激な高騰を来しており、税収増加の目的で固定資産税評価額を公示価格に近づけることが必要だったとしても、これをそのまま訴訟物の価額に反映させることには問題がある。特に、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するための貼用印紙額を諸外国に倣い減額する方向にある今日においては、少なくとも現在以上の負担増加とならないように、「目的たる物の価格」が定められる必要がある。(三)以上の理由により、固定資産税評価額の改定にかかわらず、貼用印紙額を現行より増大させないように最高裁判所に対する要望決議を行うことができるだけその負担が増大しないようにすることが望ましいものと考えられる。(四)登録免許税法別表第一によれば、仮処分の登記についての登録免許税は債権金額の千分の四とされているが、同法第十一条第一項により債権金額の無いものについては不動産の価額をもって債権金額とみなされ、不動産の価額は同法第十条第一項により当該登記のときにおける不動産の価額によることとされている。しかし、何をもちて不動産の価額とするかは規定が無く、実務上は固定資産税評価額をもって不動産の価額とする取扱いはある。仮処分の嘱託登記は、民事訴訟手続における保全処分手続の公示手段であり、権利の取得を公示する一般の不動産登記とは本質において異なる。したがって、基本的に民事訴訟手続の一環として考えるべきものであり、一般の不動産登記とは別に民事訴訟制度の目的から独自の立場で経済的負担の範囲を考慮する必要がある。また、登録免許税の増額を考慮する必要がある。また、登録免許税の増額を考慮する必要がある。また、登録免許税を基礎に考慮定額されているため、特に登録免許税を増額すべき必要性、合理性は無いと考えられるので、その基礎が変更されれば、従前の税収規模、実質的な税負担割合を維持するよう税率において調整するなど再検討されるべきである。もし、当

面税率に変更が無いものとするならば、前記民事訴訟制度の目的に照らし、今回の固定資産税評価額の改定に当たっては、民事訴訟手続の一環として、仮処分登記における不動産の価額については前記(三)の訴訟における算定方法を準用すべきであり、その旨の法務大臣に対する要望決議を求める。

第四三六号 平成六年三月十四日受理

消費者のための製造物責任法早期制定に関する請願  
請願者 和歌山市太田四三〇ノ七 森川博  
外一万五千九百六十八名  
紹介議員 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第四四八号 平成六年三月十五日受理

消費者のための製造物責任法早期制定に関する請願  
請願者 和歌山市太田四三〇ノ七 尾添仁  
外一万五千九百一十二名  
紹介議員 前田 勲男君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第四五六号 平成六年三月十六日受理

不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関する請願  
請願者 東京都千代田区霞が関一ノノ四  
東京弁護士会会長 深澤武久  
紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第四六八号 平成六年三月十六日受理

不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂四ノ七ノ二〇崎

玉井護士会会長 坂巻幸次

紹介議員 皆野 壽君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第四七九号 平成六年三月十七日受理

不動産訴訟の貼(ちょう)用印紙額の算定等に関

する請願

請願者 大阪市北区西天満二ノ一ノ二大阪

弁護士会会長 木村保男

紹介議員 橋本 教君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。





第三部

法務委員會會議錄第一号 平成六年三月二十九日【參議院】

平成六年四月七日印刷

平成六年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T